

教育民生委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

全国的に子どもの人口が減少しているにもかかわらず、障がいを抱える児童の数や子どもの発達に不安がある保護者からの相談件数は年々増加している。

これまで国は、平成24年に児童福祉法を改正し、障がい児や発達支援が必要な児童の支援の強化を図ってきた。国の指針においては、児童の身近な地域で、児童の特性に応じた適切かつ専門的な支援が受けられる体制の整備を求めており、障がい児通所支援の実施主体は県から市へ移行し、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置するとの目標を示した。

このことから、県内においては、市町単独または圏域で児童発達支援センターが10箇所整備されたが、本市はいまだに整備されておらず、現在、整備に向けた検討を進めている段階である。

また、市内には児童発達支援事業を行っている民間施設も少なく、待機児童が出ているほか、市外へ相談等に出向いているケースも見受けられる。

以上のことから、障がい児の療育の場として、また、家族の相談はもちろんのこと、保育所や学校など地域の相談に対応し、障がいを抱える児童や発達に配慮が必要な児童が園・学校等での生活や社会生活に必要な支援体制を備えた児童発達支援センターが早期に整備されるよう、また、そのあり方について調査・研究し、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

当委員会では、児童発達支援の現状を把握するため、健康福祉部子ども未来課及び地域福祉課から、児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業の内容や児童発達支援センターの概要、県内の児童発達支援センターの整備状況、市の児童発達支援の現状などの資料を求め、聞き取りを行った。

1 国が示す児童発達支援センターの基準と障がい福祉サービスについて

(1) 児童発達支援センターの設置

平成24年4月1日に施行された児童福祉法の改正により、障がい児支援を強化する方針が示された。障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法に一本化されたことにより、種類別に分かれていた障がい児施設が一元化され、発達に配慮が

必要な児童は、身近な地域で支援を受けられるように支援の強化が図られることとなった。児童発達支援は、児童福祉施設に位置づけられた「児童発達支援センター」等で行うとされており、国の「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においても、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実を図るよう示されている。

児童発達支援センターを設置するためには、必須事業である「児童発達支援事業」と「障がい児相談事業」を実施し、さらに、「保育所等訪問支援事業」や「放課後等デイサービス事業」、「居宅訪問型児童発達支援事業」など国が推奨する支援事業を1つ実施する必要がある。

(2) 児童発達支援センター設置に関する基準

① 必要人員に関する基準

児童発達支援センターに配置する職員は、児童福祉法第21条の5の18第3項の規定に基づき、「指定通所支援の事業等の人員、設置及び運営に関する基準」により定められている必要な職種は次の表のとおりである。

職 種	必要な人員数
嘱 託 医	1人以上
児童発達支援管理者	1人以上
児童指導員及び保育士	障がい児4人に対して職員1人以上 ※機能訓練担当職員を含めることができる
栄 養 士	1人以上
調 理 員	1人以上
機能訓練担当職員	※必要に応じて配置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴児の場合は、言語聴覚士や機能訓練士の配置が必要 ・ 重症心身障がい児の場合は、看護師・機能訓練士の配置が必要 	

② 施設・整備に関する基準

児童発達支援センターの施設・整備については、児童福祉法に基づく基準が定められており、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所が必要である。これに加えて、知的障がいのある児童が通所する場合は静養室、難聴児が通所する場合は、聴力検査室が必要となる。

設 備	設備基準
指導訓練室	面積基準：2.47 m ² /人以上 定員：おおむね 10 人 ※主に難聴児又は重症心身障がい児を通所する場合は除く
遊 戯 室	面積基準：1.65 m ² /人以上 ※主に難聴児又は重症心身障がい児を通所する場合は除く
屋外運動場	事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む
医 務 室	—
相 談 室	—
調 理 室	—
便 所	—

(3) 児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業の内容

① 児童発達支援

未就学の障がい児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

② 放課後等デイサービス

就学中の障がい児を対象とし、学校終了後または休校日に通所し、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

③ 医療型児童発達支援

医療提供が必要な障がい児を対象とし、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等に通う障がい児を対象とし、保育所等を訪問して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な障がい児を対象とし、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。

⑥ 計画相談支援

障がい児を対象とし、サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、サービス等の利用状況の検証など継続利用について支援を行う。

⑦ 障がい児相談支援

18歳未満の障がい児を対象とし、障がい児通所支援申請に係る利用計画案の作成や継続利用について支援を行う。

(4) 関係機関との連携

支援が必要な児童への発達支援は、関係者や関係機関が連携し、情報共有しながら、児童への理解を深め、児童本人が支援の輪の中心となるよう支援することが必要である。児童発達支援センターは、障がい者支援、母子保健、子ども支援、保育所や学校等の関係機関との連携を図り、支援が必要な児童とその保護者が、様々な支援制度を利用できるように「つなぐ」という重要な役割があり、切れ目のない支援が行われることが求められる。

2 県内の児童発達支援センターの整備状況について

県内の児童発達支援センターの整備状況については、次の表のとおり、県内10市町において11箇所整備されている。

施設所在地	指定事業所名	指定年月日	実施支援事業の内容	運営状況	圏域設置
桑名市	桑名市療育センター	R3.4.1	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	委託契約	—
鈴鹿市	鈴鹿市第1療育センター	H24.4.1	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	委託契約	—
	鈴鹿市第2療育センター	R1.10.1	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	委託契約	—
四日市市	四日市市児童発達支援センターあけぼの学園	H25.4.1	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	市直営	—
津市	津市児童発達支援センター	H27.4.1	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	市直営	—
松阪市	松阪市子ども発達総合支援センター	R3.4.1	放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	市直営	—

伊勢市	伊勢市おおぞら児童園	R3. 1. 1	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 計画相談事業 障がい児相談事業	市直営	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会町 大紀町 南伊勢町
伊賀市	いが児童発達支援センター れいあるは	R2. 4. 1	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	民間	—
名張市	児童発達支援センター どれみ	H24. 5. 1	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	委託契約	—
多気郡	多気郡地域児童発達支援 センター	R3. 4. 1	児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	民間	明和町 多気町 大台町
紀宝町	通園めだか	H25. 4. 1	児童発達支援事業 保育所等訪問支援事業 計画相談事業 障がい児相談事業	民間	御浜町 紀宝町 和歌山県

3 亀山市の児童発達支援の現状について

(1) 亀山市の療育相談事業の現状

「療育」は、知的、発達、肢体不自由など支援が必要な児童が社会的に自立できるように行うものであり、児童が困っている特性をできる限り改善し、長所を伸ばしていくために行う支援である。

現在、本市においては、児童の成長過程に応じて適切な時期に適切な支援を行っている。市が実施する1歳半健診や発達検査、育ち相談の中で、様子を見守ることが望ましい児童に対して、心身の健やかな成長や発達につなげるために、保護者からの申請があった場合や支援を望まれる場合に、療育相談事業を実施している。

療育の対象は、2歳から5歳の就学前児童としており、発達検査の結果や家庭等での困りごとを把握した上で、集団及び個別による療育相談事業を行っている。

① 集団療育

待機児童館ばんび2階で行っており、10回1クールとし、年間4クール実施している。1クラス5人程度の小集団で、保育士や臨床心理士、保健師等が運動や言葉遊び、ふれあい遊び等を通じて、心身の発達を促すとともに、友達を意識して関わる機会を持つことで社会性や自己肯定感を育てている。また、保護者支

援として、活動後の振り返りや家庭での対応等のアドバイスを行っているほか、市の臨床心理士や言語聴覚士（委託）による講座等、専門家によるアドバイスを実施している。集団療育相談を受けた保護者からは、専門的な意見が聞けるなど療育を受けて良かったという意見が多数あり、また、療育の時間や回数については少ないため、もっと受ける機会があると良いという意見がある。

② 個別療育

身体と発達状態に応じて実施回数や内容を検討し、保護者以外の人との関わりを通じて人への関心を持てるようにし、発語につながる遊びや参加児童に合わせた運動を取り入れている。

③ 医療的ケアや運動発達に配慮を必要とする児童への支援

三重県立子ども心身発達医療センターが実施している地域療育支援事業を活用し、作業療法士及び理学療法士等による専門的な見立てやリハビリを実施し、日常生活への助言・指導を行っている。また、運動に関するリハビリに効果があると考えられる児童については、小山田記念温泉病院との協定 KUKS（クックス）に基づき、保護者とともに受診してもらった上で、訓練士による助言等の支援を活用している。

（2）市が行っている集団療育～事例からみる児童発達支援～

令和4年3月30日に、市の臨床心理士から、当市が現在行っている集団療育や相談事業について、支援の目的、事例及びその後の経過等について説明を受けた。本市の療育の一番の目的は、子どもと保護者の関係性を築き、お互いが成長し、分かり合える土台である「特別な心理的な絆」が形成されるよう支援することである。子どもの発達に不安があり、関わり方が分からない保護者が多く、孤立感を感じているケースが多く、安心感を得てもらうために、定期的な相談の場が必要である

保育所、幼稚園、学校等との連携や相談体制の充実など課題もある中で、市内の児童発達支援のニーズに応えるために、市の児童発達支援システムの構築に向けて、体制の整備が必要である。

4 今後の整備方針について

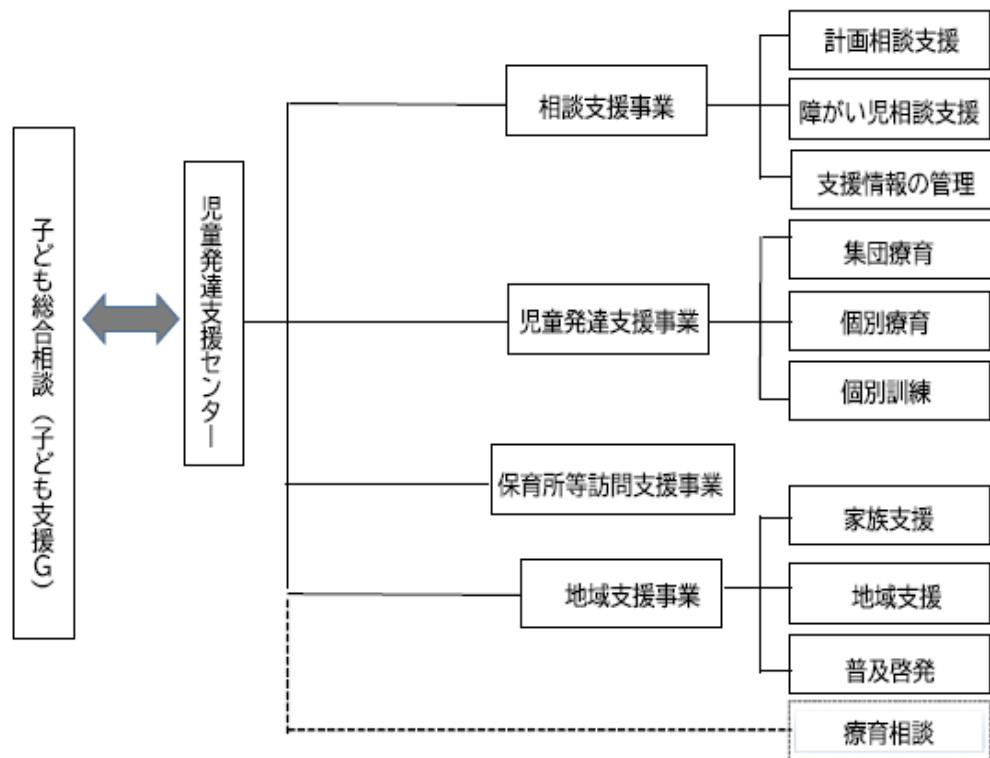
（1）児童発達支援センターの整備に向けた市の基本的な考え方

市が検討している児童発達支援センターの規模や事業内容、運営体制等、整備

方針について調査した。

市は、児童発達支援センターについて、未就学の発達に配慮が必要な児童の通所事業所として、日常生活における基本的な生活習慣の指導や知識技能の体験、集団生活への適応訓練等を行い、施設の有する専門機能を活用して、発達に配慮が必要な児童やその家族の相談等、児童を預かる地域の施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の役割を担うものとしている。検討している事業内容は、「相談支援事業」や「保育所等訪問支援事業」、「地域支援事業」であり、子ども支援グループにて実施している子ども相談と連携する体制としている。（図1参照）

（図1）児童発達支援センターの事業体系



次に、施設整備費については、児童発達支援センターの整備形態によって大きく変わってくる。現時点では、保育施設等との併設または単独の整備等も含めて検討しており、「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」（令和3年2月策定）との整合を図りながら進めていくこととしている。

また、参考に、県内の児童発達支援センターの整備に要する費用等についても併せて確認した。

児童発達支援センターの整備に要する費用

施設名	整備区分	総事業費	財源内訳
伊勢市 おおぞら児童園	新設	323,466 千円 一般財源 31,515 千円	各市町負担金 3,000 千円 市町村合併特例事業債 268,200 千円 こども発達支援施設整備事業債 19,700 千円 再編関連訓練移転等交付金 1,051 千円
津市児童発達支援 センター	旧園舎 改修	215,235 千円 一般財源 33,283 千円	地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 地域の元気臨時交付金 181,952 千円
多気郡地域児童 発達支援センター	旧園舎 改修	49,000 千円 一般財源なし	各市町負担金 26,000 千円 NPO 自己負担金 23,000 千円

【行政視察】

当委員会では、令和4年5月19日に調査・研究テーマに沿った先進地である「伊勢市おおぞら児童園」を訪問し、特に、施設設置状況や運営形態、他機関との連携等について重点的に視察した。

○伊勢市おおぞら児童園のセンター化までの経緯について

伊勢市おおぞら児童園は、平成24年に児童福祉法が改正され、地域での児童発達支援センターの設置が求められる中で、支援が必要な幼児・児童の発達の促進と機能の向上を図るための適切な訓練や療育を行う児童発達支援の中核的施設として、令和3年1月に移転新築して開設された。この施設では、放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援、保育所等訪問事業、地域支援事業を行っている。

○利用状況等について

現在、小学校2年生までの未就学児と小学生約160人が利用しており、市の定住策につながる取組として、鳥羽市や志摩市をはじめ、6市町からも子どもたちを受け入れている。施設は新築されたもので、子どもたちが療育に専念できるように工夫されており、療育を受ける利用者とそこで働く職員のことを徹底的に考えた設計になっていた。

○おおぞら児童園の事業内容と支援体制について

センターが設置される以前から行っている放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援の3つの事業に加えて、保育所等訪問事業と地域支援も行っている。児童発達支援では、発達療育、感覚運動遊び、作業療法や言語療法、機能回復訓練、心理療

法などに取り組んでおり、子どもたちの心身のケアだけでなく保護者の心のケアにも取り組んでいる。

放課後等デイサービスでは、療育目標を設定し、その子どもにあった個別支援計画により、保護者同伴で療育を行っている。また、小学校1年になる際に、子ども本人と保護者の不安がとて大きい場合は、継続支援と位置づけ、特別支援学級在籍の児童を対象として、小学校2年生までは引き続きケアを行っている。

人員体制においては、言語聴覚士や作業療法士を正規で雇用しているほか、保育士等がこの施設で経験を積むことで、人事異動等により、各保育所でケアが必要な子どもたちへの対応ができるなど、施設において人材育成がなされていた。おおぞら児童園では、障がい児や保護者に対し、様々な面において、公的な責任として、初期段階の一番大切なところをしっかりとサポートされていた。また、保育所や学校等、地域などに対して支援や情報共有がなされていた。子どもたちの発達という視点で療育の必要性、連携の必要性を理解し、子ども支援や保護者の支援を最優先に考えている伊勢市の姿勢を見ることができた。

【意見交換会】

令和4年7月9日に児童発達支援施設関係者及び保護者と「児童発達支援センターの整備について」をテーマに意見交換を行った。

《出された主な意見等》

○児童発達支援施設での課題について

- ・すべての保護者のニーズに応えられていない
- ・待機児童がいる
- ・重度心身障がいの児童や医療支援が必要な児童の受け入れが困難である。
- ・保育所、幼稚園、学校等との連携が取れていない。統一した支援メニューを行うことでよりよい支援ができる。
- ・児童発達支援施設だけで支援を行うのは難しく、施設以外の方と相談し、支援内容を決定していく必要がある。
- ・療育においては、子どもが小さい時に早期発見することが重要になるため、専門職の判断が必要である。
- ・保護者と子どもの成長を共感しながら、一緒に子育てしていく気持ちが大切であり、家族支援は重要である。

○児童発達支援に関する制度や福祉サービスの周知について

- ・発達支援に関する情報が入ってこないため、事業内容や福祉サービスの利用方法がわからない。
- ・児童発達支援センターや民間の児童発達支援施設が、児童や保護者の身近なもの

となるよう、支援内容の周知が何よりも必要である。

○保護者について

- ・親は、子どもの発達の違いや障がい等があるとわかった時は絶望感により、すぐには受け入れることは難しい。
- ・保護者は子どもの発達についてどこに相談したらよいのか分からず、孤独である。
- ・療育や相談にたどり着くまでに時間がかかることから、心が折れて諦めてしまう。
- ・療育の制度や効果について、保護者に対する導きがないため、療育を受けたり、続けたりすることができない。
- ・児童発達支援施設に入れないことが保護者にとっては辛いことである。
- ・保護者同士が情報共有したり、相談したりできる交流の場が必要である。
- ・子どもが生まれる前からの親への障がいを抱えた場合について教育をしないと、その後の療育につながらない。

○児童発達支援センターに求めるものについて

- ・児童発達支援センターは、子どもに関する全てのことを相談できる場所であり、保育所や学校、保護者、児童発達支援施設が連携できるよう中間支援を担う役割として必要である。
- ・児童発達支援センターという一つの大きな軸が作られることにより、保護者、児童発達支援施設にとって大きな意味があるものになる。
- ・教育と福祉をもっと活性化し、充実させることで亀山市を盛り上げてほしい。そのためには、人材育成が重要である。
- ・児童発達支援センターを拠点として、窓口を一本化し、児童発達支援から就労までつながる支援が必要である。
- ・気軽に何でも相談できる児童発達支援センターがあると保護者も安心できる。
- ・子育てのスタートラインで、子どもに応じた支援につながるシステムや、将来を見据えた支援ができるようなシステムを構築してほしい。
- ・未就学児から社会人として自立するまでの一貫性のあるサービスが必要である。
- ・児童発達支援施設で受け入れが難しい重度障がいを持つ方にとっては、専門職もいる児童発達支援センターが重要となってくるため、幅広く通えるセンターであってほしい。
- ・学校との強力な連携を望む。
- ・学校も統一した療育計画、療育方針で支援をしてほしい。計画相談を作成する事業所とも連携してほしい。

- ・専門職を置く児童発達支援センターを設置することで、保育所や学校等と連携し、子どもたちを育てていくことが必要である。また、児童発達支援施設とも連携し、専門職を派遣することで支援していくことも必要である。
- ・児童発達支援センターは、障がいを持つ子どもたちだけの施設ではなく、亀山市の全ての子どもたちの発達に関わる、何でも相談できる施設にしてほしい。

【検討結果のまとめ】

教育民生委員会として、調査・研究テーマに掲げた「児童発達支援センターの整備」について、現状把握、意見交換、行政視察等を行い、協議を積み重ね、検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1. 亀山市には、子どもの発達や障がいの相談、療育の拠点となる児童発達支援センターが無い場合、整備が最優先の課題であるにも関わらず、第2次総合計画後期基本計画において児童発達支援センターの機能を確保するという記述にとどまっているため、児童発達支援センターの整備が先延ばしになる可能性がある。
2. 現在、市で行っている療育相談等の内容では十分に時間をとることができず、更なる充実が求められているが、行政は応えられていない。また、民間の児童発達支援施設への通所を待機している子どもがいるため、支援を希望する全ての子どもたちに十分な支援ができていない。
3. 保育所や幼稚園、学校等と民間の児童発達支援施設との連携不足により、情報共有が不十分である。また、統一した支援計画、療育方針での支援ができていない。
4. 保護者等に児童発達支援に関する情報が伝わっていないため、事業内容や福祉サービスの利用方法等が分からず、支援につながらない。
5. 18歳までの児童発達支援の後、就労まで支援する体制が整っていない。

よって、教育民生委員会として、児童発達支援センターの整備について、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

1. 亀山市において、国が求める「児童発達支援センター」の設置は最優先課題であり、公設による独立した施設として、早期に整備手法や専門職員をはじめとした人員の確保、運営体制等について協議を行い、事業化すること。
2. 「児童発達支援センター」の設置までに、次の事項について取り組むこと。
 - (1) 児童発達支援を必要とする全ての子どもたちに十分な支援が行えるよう、誰もが順調にスタートできる子育て支援システムを確立するとともに、社会に出て自立するまでつなぐことができる「途切れない支援体制」を構築すること。
 - (2) 保育所や幼稚園、学校等と民間の児童発達支援施設、家庭が緊密に連携し、統一した支援計画により一貫した発達支援に努めること。
 - (3) 各種支援に関する情報や福祉サービス、相談窓口の案内等について、児童発達支援が身近なものとなるよう、誰もが分かりやすい丁寧な周知に努めること。